

2015年8月28日

吸収合併に係る事前開示書面

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号  
富士通株式会社  
代表取締役 田中 達也

当社は、2015年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、富士通テレコムネットワークス株式会社（以下「FTN」という）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。本件合併を行うに際して、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は、FTNが当社の完全子会社であるため、本件合併に際して、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

FTNは、2015年8月10日、富士通ワイヤレスシステムズ株式会社（以下「FWL」という）との間で、2015年10月1日を効力発生日として、FTNの通信および電子機器・装置・システムの製造事業およびFWLの通信および電子機器・装置・システムの製造事業を、会社分割により設立する新設分割設立会社に承継させる共同新設分割計画（以下「本件分割計画」という）を作成いたしました。

4. 吸収合併存続会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

（国内普通社債の発行）

①第37回無担保社債

- ・発行総額 : 20,000百万円
- ・利率 : 年0.352%
- ・発行価額 : 各社債の金額100円につき金100円

- ・償還期限及び償還方法 : 2020年7月22日(5年)、満期一括償還
- ・発行年月日 : 2015年7月22日
- ・担保 : 本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
- ・資金の使途 : 2015年10月末までに償還期日が到来する社債償還資金の一部に充当する予定であります。

②第38回無担保社債

- ・発行総額 : 10,000百万円
- ・利率 : 年0.533%
- ・発行価額 : 各社債の金額100円につき金100円
- ・償還期限及び償還方法 : 2022年7月22日(7年)、満期一括償還
- ・発行年月日 : 2015年7月22日
- ・担保 : 本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
- ・資金の使途 : 2015年10月末までに償還期日が到来する社債償還資金の一部に充当する予定であります。

5. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2015年3月31日現在、吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
吸収合併存続会社	2,036,700百万円	1,367,818百万円	668,882百万円
吸収合併消滅会社	40,172百万円	15,910百万円	24,262百万円

いずれの会社においても、資産の額が負債の額を上回っております。また、合併の効力発生日までに資産および負債の状況に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。よって、本件合併により当社の負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断します。

以上

# 合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

富士通テレコムネットワークス株式会社

# 合 併 契 約 書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と富士通テレコムネットワークス株式会社（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

## 第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

## 第2条（合併をする会社の商号および住所）

### （1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

### （2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：富士通テレコムネットワークス株式会社

住所：神奈川県川崎市高津区坂戸一丁目17番3号

## 第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

## 第4条（増加すべき資本金および準備金）

甲が本合併により増加する資本金、準備金および剰余金の額は、会社計算規則第36条第2項を適用し、次のとおりとする。ただし、効力発生日における甲および乙の資産および負債の状態等により、甲および乙は、協議のうえ、これを変更することができる。

### （1）資本金

本合併により資本金の額は増加しない。

### （2）資本準備金

本合併により資本準備金の額は増加しない。

### （3）その他資本剰余金

効力発生日直前における乙の資本金および資本剰余金の合計額が、甲のその他資本剰余金の増加する額とする。

(4) 利益準備金

本合併により利益準備金の額は増加しない。

(5) その他利益剰余金

効力発生日直前における乙の利益剰余金は、甲のその他利益剰余金の増加する額とする。

第5条（承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成27年10月1日とする。ただし、当該効力発生は、下記(1)、(2)および(3)の効力が生ずることを条件とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

- (1) 平成27年8月10日に乙と、乙の完全子会社である株式会社富士通テレコムネットワークス福島（以下、「FTN福島」という）との間で締結する予定の吸収分割契約書に基づく乙からFTN福島に対する吸収分割
- (2) 平成27年8月10日に乙が作成する予定の新設分割計画書に基づく、新たに設立する富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社への新設分割
- (3) 平成27年8月10日に乙と、富士通ワイヤレスシステムズ株式会社との間で作成する予定の共同新設分割計画書に基づく、新たに設立する富士通テレコムネットワークス株式会社への共同新設分割

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意

をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

#### 第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

#### 第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

#### 第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第12条（協 議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成27年5月22日

甲 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号  
富士通株式会社  
代表取締役社長 山本 正巳

乙 神奈川県川崎市高津区坂戸一丁目17番3号  
富士通テレコムネットワークス株式会社  
代表取締役社長 井上 保



第116期  
報 告 書

自 2014年 4月 1日

至 2015年 3月31日

富士通テレコムネットワークス株式会社



## 目次

● 事業報告	.....	1
● 貸借対照表	.....	11
● 損益計算書	.....	12
● 株主資本等変動計算書	.....	13
● 個別注記表	.....	14
● 会計監査人の監査報告書 謄本	.....	20
● 監査役の監査報告書 謄本	.....	21

# 事 業 報 告

〔 自 2014年 4月 1日  
至 2015年 3月 31日 〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、米国では、雇用情勢の改善などを背景に個人消費を中心とする内需が堅調に推移し景気拡大が続いています。一方、欧州ではギリシャ問題などの不安定要素により成長が鈍化しており、中国でも人民元高による輸出縮小や不動産市場の低迷を受け減速となっています。

国内経済は、原油価格の下落や円安傾向の定着もあり緩やかに回復しているものの、消費税率引き上げ等の影響で個人消費に弱さが見られます。また、公共投資も景気対策効果の一巡により減少に転じつつあるなど、景気を下押しするリスクも残されております。

情報通信分野においては、ネットワーク化の進行やクラウド利用、ビッグデータの活用など、システムの高度化やデータベースサービスに対する需要増加が続いております。一方、海外企業のおわが国への参入も含め製品価格や機能の競争激化により、事業環境は厳しさを増しております。

このような環境のなか、当社は、顧客ニーズに機敏に対応しつつ新製品の開発に注力したほか、既存ビジネスの市場シェア拡大や継続的なコストダウンにも取り組んでまいりましたが、特需の減少等により、今期は、売上高112,249百万円（前期比16.0%減）、営業利益1,122百万円（前期比21.6%減）、経常利益1,209百万円（前期比30.7%減）となりました。なお、パワトロシステムグループにおける固定資産の減損の特別損失を134百万円計上した結果、当期純利益は890百万円（前期比178.1%増）となりました。

当期における事業別の概況は次のとおりであります。

#### 〔フォトニクス〕

次世代ネットワーク対応レイヤ統合システム（100G-PTS）L2装置の開発を完了し、顧客への納入を開始しました。また、国内通信キャリアの新サービス導入に合わせた開発対応等によりGE-PON装置の売上が増加し、基地局向けFW2440や中継用FW7040についても所要増となりました。一方、Ether Edgeの大幅な所要減もあり、売上高は67,344百万円（前期比29.0%減）となりました。

#### 〔アクセスネット〕

当社の親会社である富士通株式会社のネットワークプロダクト事業本部との連携のもと、新機種の短期開発に合わせた量産製造体制の垂直立ち上げなど、顧客需要の急激な変化にも対処しました。次世代の主力基地局となるC-BBU※1については大幅な所要増となり、売上高は41,066百万円（前期比21.7%増）となりました。

※1 「C-BBU」；Centralized - Base Band Unit の略称

#### 〔パワトロシステム〕

E Tシステム製品についてはカスタマイズ機から標準機へのシフト、電源製品については収益性の高い機種への注力により益転を目指してまいりました。しかしながら、E Tシステム製品の所要延伸や所要減により、売上高は3,838百万円（前期比22.8%減）となりました。

---

---

## (2) 設備投資等の状況

当期は、総額1,492百万円の設備投資を実施いたしました。

主なものとして、フォトニクスにおいては、レイヤ統合システムのコストダウン評価用設備に投資いたしました。アクセスネットにおいては、C-BBU製造設備に投資いたしました。パワトロシステムにおいては、E Tシステム試験設備に投資いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当期におきましては、株式、社債の発行による資金調達は行いませんでした。

## (4) 研究開発の状況

事業戦略のもと、将来への布石として先行技術の導入による新製品の開発や、既存製品の改良に取り組んでまいりました。

当期における研究開発費の総額は、9,452百万円で、事業別では、フォトニクス8,546百万円、パワトロシステム906百万円であります。主な研究開発内容は次のとおりであります。

### 〔フォトニクス〕

ネットワークプロセッサを搭載し先進技術を駆使したFW5630の開発に取り組み、製品化を実現したほか、北米向け機種であるFW9500を国内キャリア向けに販売するなど、開発費抑制を考慮した効率的な製品提供も行いました。

また、10G-EPONやSFPサイズの小型GE-PON装置の開発にも着手いたしました。

### 〔パワトロシステム〕

E Tセル5 ボルト標準機の開発に取り組み製品化を実現したほか、E Tモジュール標準機の共通プラットフォーム化も行いました。

また、次世代450mmウェハー対応半導体露光装置用システム電源の開発にも着手いたしました。

## (5) 対処すべき課題

当社は、富士通グループの理念・指針であるFUJITSU Wayに則り、常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供することを目指しております。そのためには、継続的な成長と収益力の強化が重要であり、コストの極小化、品質マネジメント強化および次世代製品への開発投資を行い、次なる成長へ向けて以下の活動に取り組んでまいります。

### 〔フォトニクス〕

コストダウンや市場シェア拡大を通じて既存ビジネスの利益を確保するとともに、光・無線を統合したモバイルアクセスネットワークへの取組みによる事業拡大とサービスの拡大を推進してまいります。また、設計プロセスと検証プロセスの平行実施など、品質強化のための施策も行ってまいります。

### 〔アクセスネット〕

国内キャリア・グローバルキャリアなど様々な顧客・市場に向け、これまで築いてきた品質に関する顧客からの高い評価を維持しつつ、高品質とローコストの両立実現に取り組んでまいります。

### 〔パワトロシステム〕

利益体質の定着化を目指し構造改革を推し進め、筋肉体質の事業体への改善を図ります。また、省エネルギー社会に貢献すべく付加価値の高い製品の提供を目指すとともに、品質保証プロセスお

---

---

---

---

よび体制の強化に注力し、適正品質の実現に努めてまいります。

**【全社的な取り組み】**

確かな利益体質のために徹底したコストダウンを進めるとともに、最先端技術の獲得や使いこなすなど、人財育成を通じた技術力・開発力・企画提案力の強化により、顧客に選んでいただける商品やソリューション創りを推進いたします。

2014年4月には、ものづくりの効率化を進めるべく、フォトリソグループの製造部門とアクセスネットグループを統合し、ものづくりグループを新設しました。今後も全体最適に向けたプロセス革新として、スリム化および業務プロセスの共通化／標準化、業務統合／システム統合に取り組み、限られたリソースを最大限に活かす形への変革を図ってまいります。

以上のような課題を先進の技術力と経験を生かし、ものづくりの会社としての価値を高め革新を図ってまいります。また、お客様の視点に立ち、末永くお付き合いいただけるパートナーを目指すとともに、快適で安心できるネットワーク社会と豊かな未来づくりへ貢献できる企業として、一層の努力をしてまいります。

## (6) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

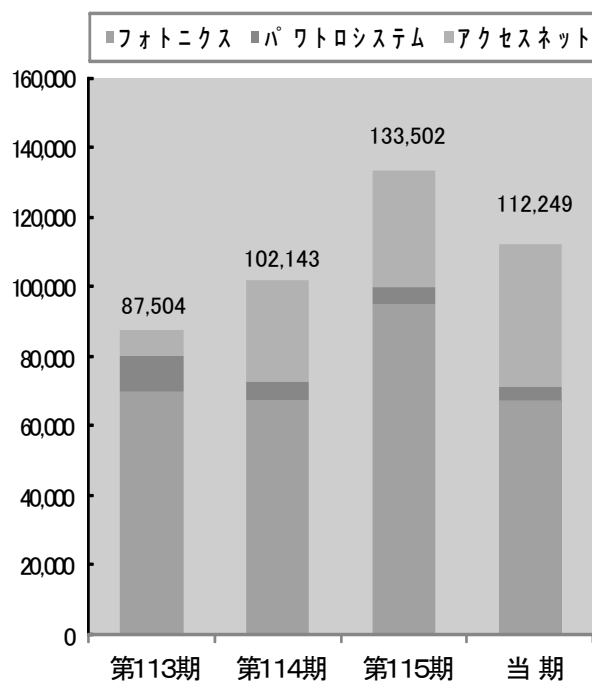
区 分	第 1 1 3 期 (2011年度)	第 1 1 4 期 (2012年度)	第 1 1 5 期 (2013年度)	当 期 (2014年度)
売 上 高	87,504	102,143	133,502	112,249
フォトニクス	69,840	67,129	94,789	67,344
アクセスネット	7,548	29,219	33,742	41,066
パワトロシステム	10,116	5,794	4,969	3,838
営 業 利 益	1,111	80	1,431	1,122
経 常 利 益	1,096	350	1,744	1,209
当 期 純 利 益	1,430	275	320	890
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	38.88円	7.49円	8.71円	24.18円
総 資 産	45,757	41,113	43,267	40,172
純 資 産	25,294	24,291	23,603	24,262

(注1) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。

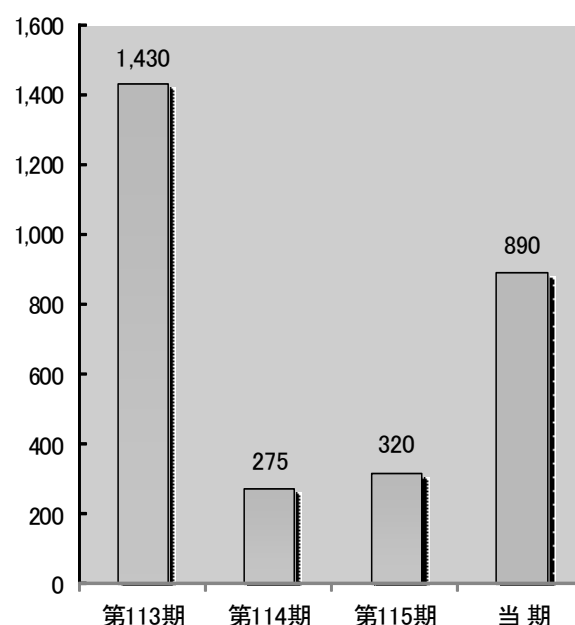
(注2) 「1株当たり当期純利益」の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

(注3) 「純資産」の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

売 上 高 (百万円)



当 期 純 利 益 (百万円)



## (7) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社との関係

当社の親会社は、富士通株式会社で、同社は当社の株式の全部（出資比率100%）を保有いたしております。

当社は、親会社に情報通信機器および情報用電源機器を納入しております。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)富士通テレコムネットワークス茨城	100百万円	100.0%	情報通信機器の製造
(株)富士通テレコムネットワークス福島	100百万円	100.0%	電源機器などの製造
Fujitsu Denso International Limited	12百万香港ドル	100.0%	—
東莞富士通電装電子有限公司	1百万USDドル	100.0%	—

連結ベースでの売上高は113,321百万円（前期比 15.8%減）、当期純利益は972百万円（前期比 6,380.0%増）となりました。

(注1)2013年8月に、Fujitsu Denso International Limitedの東莞富士通電装電子有限公司に対する出資持分の全てを、当社が Fujitsu Denso International Limitedから譲受け（購入）しました。

(注2)Fujitsu Denso International Limitedおよび東莞富士通電装電子有限公司は、会社清算手続き中であります。

## (8) 主要な事業内容

区分	主要製品	売上高構成比
フォトニクス	伝送装置、専用線関連装置、LAN関連装置、設備監視装置、セキュリティシステム	60.0%
アクセスネット	携帯電話基地局、制御用機器	36.6%
パワートロシステム	情報処理装置用電源装置、通信装置用電源装置、設備用システム電源、充放電試験システム	3.4%

※ものづくりグループは、フォトニクス製品／アクセスネット製品を製造しております。

(9) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 店	神奈川県川崎市
中 部 支 店	愛知県名古屋市
関 西 支 店	大阪府大阪市
小 山 工 場	栃木県小山市
関 城 工 場	茨城県筑西市
協 和 工 場	茨城県筑西市
古 殿 工 場	福島県石川郡古殿町

(10) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減数
1,621名	21名減

平均年齢	44.3歳	平均勤続年数	22.9年
------	-------	--------	-------

(11) 事業の譲渡、合併等の企業再編行為等

当期におきましては、当該事項はございません。

なお、当社とFDK株式会社は、2015年4月13日付にて、当社のパワトロシステムのうち電源に関する事業をFDK株式会社に移管・統合することで基本合意に至りました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数----- 100,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数----- 36,801,968株  
 (3) 株主数----- 1名  
 (4) 大株主

(自己株式を除く発行済株式の総数の10分の1以上の数を有する株主)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
富士通株式会社	36,801 千株	100.0%

## 3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等 (2015年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	井上 保	
取締役	新村 洋文	CFO、ビジネスサポートグループ長
取締役	久米 富幸	ものづくりグループ長
取締役	國本 康弘	フォトニクスグループ長
取締役	横松 勝巳	ビジネス戦略担当
取締役	濱場 正明	富士通(株)執行役員常務
取締役	五十嵐 一浩	富士通(株)執行役員常務
取締役	大槻 次郎	富士通(株)執行役員常務
取締役	坂田 稔	富士通(株)常務理事
常勤監査役	守本 浩	
監査役	有門 忠司	富士通(株)プロダクト事業推進本部 第二経理部長

(注1) 取締役 濱場 正明、五十嵐 一浩、大槻 次郎、坂田 稔の四氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役 有門 忠司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 監査役 有門 忠司氏は、親会社における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注4) 取締役 沖野 孝之氏は、2014年6月27日をもって退任いたしました。



## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名 112百万円

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりです。

### 1. 目的

当社グループは、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」に則り「常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供すること」を企業理念とすることを宣言しております。

この「FUJITSU Way」の実践を通じて、当社グループとしてのベクトルを合わせることにより、更なる企業価値の向上と社会への貢献を目指しております。

また、当社グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

### 2. 当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は、経営会議等の執行機能の監督および重要事項の意思決定を行う。執行機関のうち、経営会議は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定するとともに経営執行に関する重要事項について決定する。経営会議に付議された事項は、その討議の概要を取締役に報告し、そのうち重要な事項については取締役会において決定する。
- ② 当社は経営の監督機能を強化するため、社外取締役・社外監査役を任用する。
- ③ 取締役会は、職務執行に係わる取締役、執行役員（以下総称して「経営者」という。）およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。
- ④ 経営者は、「取締役会規則」、「経営会議規則」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務の執行を行う。
- ⑤ 経営者は、経営方針等の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- ⑥ 経営者は、事業の効率性を追求するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。
- ⑦ 取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告・業務報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

#### (2) 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「FUJITSU Way」を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。

- 
- 
- ②経営者は、継続的な教育の実施等により、社員に対し「FUJITSU Way」の遵守を徹底させるとともに、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する。
  - ③経営者は、当社グループの事業活動に係わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する。
  - ④経営者および社員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反の恐れのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実を取締役会および監査役に通知する。
  - ⑤経営者は、通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
  - ⑥取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営者は、当社グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害する恐れのあるリスクに対処するため、リスクごとに所管部署を定め、適切なリスク管理体制を整備する。
- ②経営者は、当社グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
- ③経営者は、上記②で認識されたリスクおよび事業遂行上想定されるその他のリスクについて、未然防止対策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。  
また、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、リスク・コンプライアンス委員会等を設置し必要な対策を実施するとともに、顕在化したリスクを分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。
- ④経営者は、上記によって捕捉できないリスク情報の収集のため内部通報制度を設け、通報者の保護体制等を確保のうえ、これを運用する。

### (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定め、適切に保存・管理を行う。
  - ・株主総会議事録およびその関連資料
  - ・取締役会議事録およびその関連資料
  - ・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
  - ・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
  - ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書
- ②取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社グループ各社の経営者に対し、富士通グループの企業価値の持続的向上を目的に、「FUJITSU Way」を基本として、上記の(1)から(4)に定めるグループとしての効率的かつ適法・適正な業務遂行体制の整備に関する指導・支援を行う。
  - ②当社は、上記①を具体化するため、当社グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方等を規定した「関係会社運営規程」を制定する。
  - ③当社および当社グループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて当社グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。  
また、当社の監査役は、監査の視点からの当社グループにおける課題の確認等を行う。
  - ④当社および当社グループ各社の経営者は、上記③によって抽出された経営目標達成に向けた課題の解決のために必要な施策について、十分な協議を行ったうえでこれを実施するものとし、必要
- 
-

---

---

に応じ、別途「関係会社運営規程」で定める当社への報告または承認の手続きを得るものとする。

- ⑤当社の内部監査部門（業務委託を行う場合は、委託先の内部監査部門をいう。以下同じ。）は、当社グループ各社と連携して、当社グループ全体に関する内部監査を実施し、その結果を定期的に当社および当該グループ会社の取締役会および監査役に報告する。

グループ会社に関する事項のうち重要な事項については、当社の取締役会および監査役に報告する。

(6) 監査役の監査の適正性を確保するための体制

<独立性の確保に関する事項>

- ①当社は、監査役がその職務を補助すべき社員の配置を求めた場合、監査役の要求する能力・知見を有する適切な人材を配置する。
- ②経営者は、上記①により配置された社員の独立性を確保するため、その社員の任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査役と事前協議のうえ決定する。
- ③経営者は、監査役の要請により特別の専門知識を有する社員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②による独立性の確保に配慮する。

<報告体制に関する事項>

- ①当社および当社グループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ②当社および当社グループ各社の経営者ならびに社員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反となる事実を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。
- ③当社および当社グループ各社の経営者ならびに社員は、定期的に監査役に対して職務執行状況を報告する。

<実効性の確保に関する事項>

- ①当社および当社グループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ②内部監査部門は、定期的に監査役に監査結果を報告する。
- ③監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明および報告を行わせるとともに定期的に情報交換を実施する。

\*「FUJITSU Way」では富士通グループの従業員を「社員」と呼称しており、この基本方針においても同様の用法を用いております。

# 計 算 書 類

## 貸借対照表 (2015年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>40,172,593</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>15,910,297</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>32,174,506</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,297,645</b>
現金及び預金	365,540	買 掛 金	10,206,897
預 け 金	6,500,000	リ ー ス 債 務	15,651
受 取 手 形	99,015	未 払 金	1,718,583
売 掛 金	15,985,324	未 払 費 用	1,996,941
未 収 入 金	202,692	未 払 法 人 税 等	77,647
製 品	154,812	前 受 金	12,214
仕 掛 品	2,036,108	預 り 金	890,097
原材料及び貯蔵品	5,470,658	製 品 保 証 引 当 金	379,592
繰 延 税 金 資 産	1,333,707	そ の 他	19
そ の 他	27,106	<b>固 定 負 債</b>	<b>612,652</b>
貸 倒 引 当 金	△ 460	長 期 借 入 金	18,600
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,998,086</b>	リ ー ス 債 務	1,304
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,238,407</b>	退 職 給 付 引 当 金	522,141
建 物 (純額)	1,271,279	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	58,750
構 築 物 (純額)	39,203	資 産 除 去 債 務	11,857
機 械 装 置 (純額)	1,374,832	<b>(純資産の部)</b>	<b>24,262,295</b>
車 両 及 び 運 搬 具 (純額)	1,170	<b>株 主 資 本</b>	<b>24,233,977</b>
工 具 器 具 及 び 備 品 (純額)	2,316,033	資 本 金	6,691,722
土 地	1,161,644	資 本 剰 余 金	14,580,962
建 設 仮 勘 定	25,221	資 本 準 備 金	14,580,962
そ の 他	49,022	利 益 剰 余 金	2,961,292
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>620,318</b>	利 益 準 備 金	428,023
ソ フ ト ウ ェ ア	522,605	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,533,269
リ ー ス 資 産	16,148	特 別 償 却 準 備 金	32,368
そ の 他	81,565	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	16,752
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,139,359</b>	繰 越 利 益 剰 余 金	2,484,148
投 資 有 価 証 券	89,516		
関 係 会 社 株 式	350,235	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>28,317</b>
長 期 貸 付 金	19,350	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28,317
繰 延 税 金 資 産	591,256		
そ の 他	121,900		
貸 倒 引 当 金	△ 32,900		
<b>合 計</b>	<b>40,172,593</b>	<b>合 計</b>	<b>40,172,593</b>

# 損益計算書

(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	112,249,954
売 上 原 価	98,271,762
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>13,978,192</b>
販売費及び一般管理費	12,839,061
<b>営 業 利 益</b>	<b>1,139,130</b>
<b>営 業 外 収 益</b>	
受 取 利 息	4,248
受 取 配 当 金	89,037
そ の 他	8,725
営業外収益 合計	102,011
<b>営 業 外 費 用</b>	
支 払 利 息	406
為 替 差 損	30,374
営業外費用 合計	30,780
<b>経 常 利 益</b>	<b>1,210,361</b>
<b>特 別 損 失</b>	
固定資産減損損失	134,271
そ の 他	548
特別損失 合計	134,819
<b>税引前当期純利益</b>	<b>1,075,541</b>
法人税、住民税及び事業税	90,599
法 人 税 等 調 整 額	94,928
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>890,014</b>

# 株主資本等変動計算書

(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計	
					特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2014年4月1日残高	6,691,722	14,580,962	14,580,962	428,023	40,494	17,375	1,825,973	2,311,865	23,584,550
会計方針の変更による累積的影響額							53,828	53,828	53,828
会計方針の変更を反映した2014年4月1日残高	6,691,722	14,580,962	14,580,962	428,023	40,494	17,375	1,879,801	2,365,694	23,638,379
事業年度中の変動額									
剰余金の配当			-				△294,415	△294,415	△294,415
特別償却準備金の取崩					△8,125		8,125		-
固定資産圧縮積立金の積立						△623	623		-
当期純利益			-				890,014	890,014	890,014
株主資本以外の項目の事業年度期間中の変動額(純額)			-						-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△8,125	△623	604,346	595,598	595,598
2015年3月31日残高	6,691,722	14,580,962	14,580,962	428,023	32,368	16,752	2,484,148	2,961,292	24,233,977

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2014年4月1日残高	18,867	18,867	23,603,418
会計方針の変更による累積的影響額			53,828
会計方針の変更を反映した2014年4月1日残高	18,867	18,867	23,657,246
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△294,415
特別償却準備金の取崩			-
固定資産圧縮積立金の積立			-
当期純利益			890,014
株主資本以外の項目の事業年度期間中の変動額(純額)	9,450	9,450	9,450
事業年度中の変動額合計	9,450	9,450	605,048
2015年3月31日残高	28,317	28,317	24,262,295

# 個別注記表

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 平成27年2月6日法務省令第6号）に基づいて計算書類を作成しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
    - 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
    - その他有価証券
      - 時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - 時価のないもの…………… 移動平均法による原価法
  - (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
    - 製品・仕掛品…………… 主に個別法、一部総平均法による原価法
    - 原材料及び貯蔵品…………… 移動平均法による原価法なお、収益性の低下したたな卸資産については、帳簿価額を切下げております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）………… 定額法
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）………… 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法
  - (3) リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とする定額法
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金
    - 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金
    - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - 過去勤務債務の処理方法…………… 定額法（従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数）
    - 数理計算上の差異の処理方法…………… 定額法（従業員の平均残存勤務期間）で翌事業年度から処理
  - (3) 役員退職慰労引当金
    - 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。
  - (4) 製品保証引当金
    - 契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、個別に算出した修理・交換費用の見積額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準
  - 受注制作のソフトウェア
    - 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する場合の当事業年度における進捗度の見積りは、原価比例法を用いております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の会計処理
    - 税抜方式によっております。
  - (2) 連結納税制度の適用
    - 連結納税制度を適用しております。

### 【会計方針の変更に関する注記】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第16項から第21項及び適用指針第4項から第16項、第22項から第32項に掲げられた退職給付債務及び勤務費用の定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金へ加減しております。

この結果、当事業年度の期首の固定負債は75百万円減少し、純資産は54百万円増加（利益剰余金は54百万円増加）しております。なお、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ41百万円減少しております。

### 【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	26,018,630千円
2. 保証債務 従業員の借入金（財形住宅融資金）に対する保証債務	34,703千円
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	14,328,391千円
長期金銭債権	－千円
短期金銭債務	8,875,597千円

### 【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	
売上高	107,756,442千円
仕入高	77,154,827千円
販売費及び一般管理費	14,654,766千円
営業取引以外の取引高	787,650千円

#### 2. 減損損失

パワトロシステム事業に係るものです。

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

#### 1. 当事業年度末における発行済株式の種類および株式数

普通株式 36,801,968株

#### 2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2014年6月27日 株主総会	普通株式	294,415	8円	2014年3月31日	2014年6月30日

#### 3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年6月26日 株主総会	普通株式	利益剰余金	未定	－	2015年3月31日	2015年6月30日



## 【税効果会計に関する注記】

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,889千円
未払賞与	445,630千円
未払役員賞与	5,383千円
退職給付引当金	169,644千円
役員退職慰労引当金	18,935千円
会員権評価損	6,889千円
関係会社株式評価損	108,894千円
投資有価証券評価損	22,528千円
一括償却資産否認額	217,288千円
たな卸資産	496,516千円
資産除去債務	3,822千円
貸倒引当金繰入超過額	10,756千円
賞与分社会保険料概算計上	68,068千円
減価償却超過額	709,081千円
未経過費用	153,843千円
その他	273,207千円
繰延税金資産小計	2,719,373千円
評価性引当額	△755,963千円
繰延税金資産合計	1,963,410千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△13,467千円
その他	△24,979千円
繰延税金負債合計	△38,446千円
繰延税金資産（負債）の純額	1,924,964千円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」

（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.23%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額は）132百万円減少し、法人税等調整額が135百万円、増加しております。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、『富士通グループ財務規定』に基づいて財務活動を行っており、事業活動における資金需要に基づき、自己資金によりまかなっております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部の営業債権は製品の輸出に伴い外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されています。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式等のその他有価証券であり、株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金並びに未払費用は、概ね1年以内の支払期日であります。また、一部の営業債務は部材の輸入に伴い外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、物品の販売、サービスの提供にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図ることとしております。なお、営業債権については、営業部門から独立した部門が取引先の信用状況を審査し、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や出資先の財務状況を把握しております。また、出資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金需要を把握するため、資金収支予測を作成しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2015年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びその差額並びに当該時価の算定方法については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位；千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	365,540	365,540	—
(2) 預け金	6,500,000	6,500,000	—
(3) 受取手形	99,015	99,015	—
(4) 売掛金	15,985,324		
貸倒引当金(※1)	△ 460		
	15,984,864	15,984,864	—
(5) 投資有価証券	88,516	88,516	—
資産計	23,037,936	23,037,936	—
(1) 買掛金	10,206,897	10,206,897	—
(2) 未払金	1,718,583	1,718,583	—
(3) 未払費用	1,996,941	1,996,941	—
(4) 預り金	890,097	890,097	—
負債計	14,812,519	14,812,519	—

(※1) 主に売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金、未収入金等に対する控除科目として一括して掲記しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 受取手形並びに(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

(単位；千円)

	種類	取得価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	46,731	88,516	41,785
	小計	46,731	88,516	41,785
合 計		46,731	88,516	41,785

**負債**

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用並びに(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位；千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	351,235

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

**【関連当事者との取引に関する注記】**

## 1. 親会社および法人主要株主

(単位：千円)

属 性	会社等 の名称	議決権等の 被所有割合	関連当事者との関係		取引の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
			役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	富士通 株式会社	直 接 100.00%	兼任 5人 出向・転社等 5人	製品の販売 先、材料の仕 入先	製品の 販売	107,755,662	売掛金	14,146,129
					材料の 仕入	74,953,824	買掛金	7,020,269
					業務委託	4,901,000	未払金	576,558

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

(注2) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2. 兄弟会社等

(単位：千円)

属 性	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
親会社の 子会社	富士通 キャピタル 株式会社	なし	資金の運用委託	資金の運用 委託	89,800,000	預け金	6,500,000
			ファクタリング取引	ファクタリ ング取引	4,204,962	買掛金	972,514
親会社の 子会社	富士通ネット ワークソリュー ーションズ 株式会社	なし	外注加工委託	外注加工委託	3,490,871	買掛金	752,676

取引条件および取引条件の決定方針等

## 1. 富士通キャピタル(株)との取引

(1) 記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

(2) 買掛金については、当社、当社の仕入先、富士通キャピタル(株)の三社間で基本契約を締結し、ファクタ

リング方式による決済を行っております。

2. 富士通ネットワークソリューションズ(株)との取引

(1) 取引条件ないし取引条件の決定方針については、一般取引条件と同様に決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	659円26銭
2. 1株当たり当期純利益	24円18銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当ありません。

【減損損失に関する注記】

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

資産グループ/用途	種類	場所
パワトロシステムグループ	土地・建物	神奈川県川崎市
パワトロシステム事業製造・開発設備	工具、器具及び備品等	福島県石川郡古殿町

当社は資産のグルーピングについてはフォトニクスグループ、アクセスネットグループ、パワトロシステムグループ、共用資産の4つの単位で行っておりますが、パワトロシステムグループの保有する資産の帳簿価額は将来キャッシュフローによる回収が困難であるため回収可能価額まで減額し、減損損失（134,271千円）として特別損失を計上しました。

(減損損失の金額)

(単位：千円)

	金額
建物	32,226
機械装置	14,868
工具器具及び備品	70,144
無形固定資産	1,897
建設仮勘定（有形）	15,134
合計	134,271

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

富士通テレコムネットワークス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

前田隆夫 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

齋田毅 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士通テレコムネットワークス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

私たち監査役は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私たち監査役は、監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。


### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年5月22日

富士通テレコムネットワークス株式会社

常勤監査役

守本 浩 

監査役

相阿 浩司 